



平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
 代表者名 取締役社長 伊藤雅彦
 (コード番号 5803 東証第一部)
 問合せ先 コーポレート企画室長
 芹澤孝治
 (TEL. 03-5606-1112)

株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催の取締役会において、当社取締役（但し、社外取締役を除く監査等委員でない取締役に限る。以下、同様とします。）及び当社執行役員（以下総称して「取締役等」といいます。）を対象とする株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）につき、株式交付信託を利用して運用する等の詳細を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、取締役を対象とする株式報酬制度の導入については、平成 29 年 5 月 22 日開催の取締役会にて決議し、平成 29 年 6 月 29 日開催の第 169 期定時株主総会において承認されています。

記

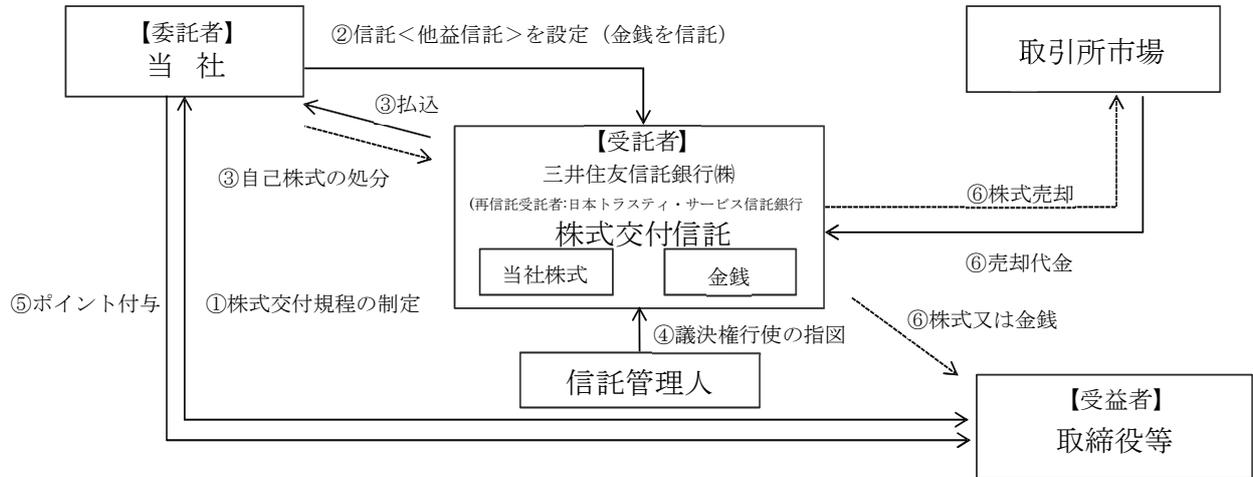
1. 当社にて導入する「取締役向け株式交付信託」「執行役員向け株式交付信託」について

(1) 名称	取締役向け株式交付信託	執行役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社	
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	
(4) 受益者	当社取締役のうち受益者としての要件を満たす者	当社執行役員のうち受益者としての要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定	
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
(7) 信託契約日	平成 29 年 8 月 15 日（予定）	
(8) 金銭を信託する日	平成 29 年 8 月 15 日（予定）	
(9) 信託終了日	平成 34 年 8 月末日（予定）	

2. 信託における当社株式の取得内容

	取締役向け株式交付信託	執行役員向け株式交付信託
(1) 取得する株式の種類	普通株式	
(2) 株式の取得資金として信託する金額	521,999,910 円	513,999,855 円
(3) 取得する株式の総数	532,110 株	523,955 株
(4) 株式の取得方法	自己株式の処分（第三者割当）により取得	
(5) 株式の取得時期	平成 29 年 8 月 15 日（予定）	

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
 - ② 当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（「取締役向け株式交付信託」と「執行役員向け株式交付信託」とは別々に信託が設定されます。かかる信託を総称し、以下、「本信託」といいます。）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
 - ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。
 - ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者としします。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ信託管理人が議決権行使の指図を行います（「取締役向け株式交付信託」の信託財産たる当社株式については議決権を行使しないこととします。）。
 - ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は取締役等に対し毎年度ポイントを付与していきます。
 - ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、退任時に本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。
- なお、当社は本制度において三井住友信託銀行株式会社を受託者とし、受託者は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

以上